議案第19号

所沢市まち・ひと・しごと創生基金条例制定について

所沢市まち・ひと・しごと創生基金条例を別記のとおり制定する。

令和5年 2月20日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用 に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、所沢市まち・ ひと・しごと創生基金を設置いたしたく、本案を提案するものである。

_	2	_
_	4	_

所沢市まち・ひと・しごと創生基金条例

(設置)

- 第1条 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定 するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てるため、所 沢市まち・ひと・しごと創生基金(以下「基金」という。)を設置する。 (積立て)
- 第2条 基金として積み立てる額は、一般会計予算(以下「予算」という。)の定める市の積立額及び寄附金の額とする。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な 方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、 期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用す ることができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費 用に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。